



島根県報

令和7年3月21日（金）

号外第25号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則	（河 川 課）	2

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	6
--------------------------------	-----------	---

【議会告示】

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正		7
----------------------------------	--	---

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例及び島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則の施行等に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行等に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第25号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部20の項中「島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例」を「島根県一般海域占用料等徴収条例」に改め、同部21の項中「島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則」を「島根県一般海域の占用等に関する規則」に改め、同項第1号中「第3条」を「第3条第1項」に、「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、同項第2号中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、同項第3号及び第4号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同項第5号中「第3条、第6条、第7条又は第8条第1項の規定により許可を受けた行為の廃止」を「行為廃止」に改め、同項第7号中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改める。

別表県土整備事務所の部11の項中「島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例」を「島根県一般海域占用料等徴収条例」に改め、同部12の項中「島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則」を「島根県一般海域の占用等に関する規則」に改め、同項第1号中「第3条」を「第3条第1項」に、「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、同項第2号中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、同項第3号及び第4号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同項第7号中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改める。

別表浜田港湾振興センターの部中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項から20の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第26号

島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部を改正する規則

島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則（昭和39年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県一般海域の占用等に関する規則

第1条中「第18条第3項」を「第18条第6項」に、「法定外公共用財産」を「一般海域」に改める。

第2条中「法定外公共用財産」を「一般海域」に、「島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例」を「島根県一般海域占用料等徴収条例」に、「法定外公共用財産を」を「一般海域を」に改める。

第3条第1項中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、「行為」の次に「（海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項各号及び第37条の5各号に該当するものを除く。）」を加え、同項第3号中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、同項第4号中「竹木」を削り、同条第2項第1号中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改める。

第4条中「前条第1項」を「前条第1項第3号」に、「3年」を「10年」に改める。

第10条及び第11条中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改める。

第13条の見出し中「経由」を「提出」に改め、同条第1項中「法定外公共用財産」を「一般海域」に、「（以下「所長等」という。）を経由」を「に提出」に改め、同条第2項を削る。

第14条中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改める。

様式第1号中「しゅんせつ・掘さく・盛土等許可申請書」を「一般海域しゅんせつ・掘さく・盛土等許可申請書」に、

「1 法定外公共用財産名

2 行為の場所 市 町 大字 字 番地先
郡 村

3 行為の内容

4 行為の理由 を

5 行為の期間 年 月 日から 間
年 月 日まで

6 その他 参考事項 』

「1 行為の場所

2 行為の内容

3 行為の理由

に改め、同様式の備考を削る。

4 行為の期間 年 月 日から 間
年 月 日まで

5 その他 参考事項 』

様式第2号その1中「工作物設置・改築・除却及び法定外公共用財産占用許可申請書」を「工作物設置・改築・除却及び一般海域占用許可申請書」に、

「1 法定外公共用財産名

2 行為の場所 市 町 大字 字 番地先
郡 村

3 行為の目的

4 行為の方法 を

5 工事の期間 年 月 日から 間
年 月 日まで

6 占用する場合はその面積及び期間 m² 年 月 日から 間
年 月 日まで

7 その他参考事項 』

- 「1 行為の場所
 2 行為の目的
 3 行為の方法
 4 工事の期間 年 月 日から 間 に改め、同様式の備考を削る。
 年 月 日まで
 5 占有する場合はその面積及び期間 m² 年 月 日から 間
 年 月 日まで
 6 その他参考事項 」

様式第2号その2中「法定外公共用財産占有許可申請書」を「一般海域占有許可申請書」に、

- 「1 法定外公共用財産名
 2 占有の場所 市 町 大字 字 番地先
 郡 村
 3 占有の目的
 4 占有の面積 又は水量 を
 5 占有の方法
 6 占有の期間 年 月 日から 間
 年 月 日まで
 7 その他参考事項 」

- 「1 占有の場所
 2 占有の目的
 3 占有の面積
 4 占有の方法 に改め、同様式の備考を削る。
 5 占有の期間 年 月 日から 間
 年 月 日まで
 6 その他参考事項 」

様式第3号中「土石等採取許可申請書」を「一般海域土石等採取許可申請書」に、

- 「1 法定外公共用財産名
 2 採取の場所 市 町 大字 字 番地先
 郡 村
 3 採取物の種類及び数量
 4 採取の期間 年 月 日から 間
 年 月 日まで
 5 採取の目的 を
 6 採取の方法
 7 運搬の方法
 8 1日平均の採取従事者
 9 その他参考事項 」

- 「1 許可の場所
 2 許可事項
 3 許可年月日 年 月 日付け指令 第 号
 及び番号
 4 許可の期間 年 月 日から 間 に改め、同様式の備考を削る。
 年 月 日まで
 5 変更事項
 6 変更理由
 7 その他
 参考事項」

様式第6号中「市 町 大字 字 番地先」を削り、同様式の備考を削る。
 郡 村

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる者に係る法定外公共用財産の使用又は収益の許可に関し必要な事項については、この規則による改正前の島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則（第1号において「旧規則」という。）の規定（第12条を除く。）の例による。
- (1) この規則の施行の日（次号において「施行日」という。）前に旧規則第3条、第5条、第6条又は第8条第1項ただし書若しくは第2項の規定による許可（次号において「使用等の許可」という。）を受け、施行日以後においても引き続き当該許可に係る法定外公共用財産を使用し、又は収益しようとする者
- (2) 施行日前に使用等の許可に係る許可申請書を提出した者

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

島根県公安委員会規則第11号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	46	82	155	95	200	578	251	829
警 察 署	22	71	221	314	326	954	72	1,026
計	68	153	376	409	526	1,532	323	1,855

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議 会 告 示**島根県議会告示第4号**

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

島根県議会議長 中 島 謙 二

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「、次に定める」を「、次に掲げる」に改める。

第8条第8項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第11条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第12条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第2号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第6号中「第27条」を「第27条第1項」に改める。

様式第11号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第16号中「の特定する」を「を特定する」に改める。

様式第17号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により提出されている書類は、この告示による改正後の島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この告示による改正前の島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。